

公益財団法人柏市医療公社評議員及び役員報酬等規則

制定 平成24年 5月29日
施行 平成24年 4月 1日

第1章 総 則

(目的)

第1条 当規則は、公益財団法人柏市医療公社（以下「この法人」という）の定款第14条及び27条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 当規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬及び費用をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という）第5条第13号で定める報酬をいい、この法人の評議員及び役員としての職務遂行の対価に限られ、この法人の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。
- (4) 費用とは、この法人の評議員及び役員としての職務の遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費等を含む）等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (5) 代表理事および業務執行理事とは、定款でそれぞれ定められた理事をいう。
- (6) 外部理事とは、(5)に掲げる理事以外をいう。

第2章 評議員及び役員の報酬

(報酬の支給)

第3条 この法人は、評議員及び役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬の支給日)

第4条 報酬は、評議員会、理事会等への出席等必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の額の決定)

第6条 この法人の評議員及び役員の報酬総額は評議員会で決定し、別表1「評議員の報酬総額」及び別表3「役員の報酬総額」に明確にする。

2 この法人の評議員に対する報酬基準は評議員会で決定し、別表2「評議員の報酬基準」に明確にする。

3 この法人の役員に対する報酬基準は評議員会で決定し、別表4「役員の報酬基準」に明確にする。

(費用の支給)

第7条 この法人は、役員がその職務の執行上必要と判断し、代表理事が必要と認めた出張の費用を、旅費として支給することができる。

(費用の額の決定)

第8条 この法人の役員の、遂行上必要な費用の基準は評議員で決定し、別表5「役員の費用基準」に明確にする。

第3章 雜 則

(公表)

第9条 この法人は、当規則をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、評議員会の決議による。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

別表 1 評議員の報酬総額

| | |
|----------|----------|
| 評議員の報酬総額 | 700,000円 |
|----------|----------|

別表 2 評議員の報酬基準

| | |
|----------|------------------------------|
| 評議員の報酬基準 | 評議員会出席等、必要な都度、一人一回につき25,000円 |
|----------|------------------------------|

別表 3 役員の報酬総額

| | |
|---------|----------|
| 役員の報酬総額 | 700,000円 |
|---------|----------|

別表 4 役員の報酬基準

| 代表理事 | | 無報酬 |
|------|--------|-----------------------------------|
| 理 事 | 業務執行理事 | 使用人としての職務上の対価に含めるものとする。 |
| | 外部理事 | 理事会出席等、必要な都度、一人一回につき15,000円 |
| 監 事 | | 理事会及び監事監査出席等、必要な都度、一人一回につき15,000円 |

別表 5 役員の費用基準

| 対象事象 | 対象者 | 基準 |
|---|--------|-----------------------|
| 理事の職務遂行上 必要と代表理事が 判断し、認めた出張 経費 | 代表理事 | 公益財団法人柏市医療公社旅費規程等による。 |
| | 業務執行理事 | |
| 監事の職務遂行上 上必要と代表理事 が判断し、認めた経 費 | 監事 | 職務遂行上必要な実費 |